

お済みですか? マイナンバーカード申請

期限間近!!



最大 23,000 円分の
マイナポイントの受け取りができる
マイナンバーカードの申請期間
12月末まで!!!

市役所本館1階で、マイナンバーカード申請サポートおよびマイナポイント申し込み特設窓口を引き続き開設しています。マイナンバーカードをまだ作っていない方は、お急ぎください!

また、マイナンバーカードの申請は、山川支所および美郷支所でもできます。

申請に必要なもの

【マイナンバーカード】※②③は、あれば持参してください。

①本人確認書類(必須)

- 1点で可: 運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード(写真付き) など
- 2点必要: 健康保険証・年金手帳・社員証・学生証・医療受給者証など

②通知カード

③申請用 QR コード付き交付申請書

※スマートフォンや、携帯ショップなどでも申請できます。

【マイナポイント】

- ①マイナンバーカードおよび暗証番号 ※数字4桁の暗証番号を3回連続して間違えた場合や有効期限切れの場合は、市民課で再設定や更新を行ってください。
- ②マイナポイントを申し込むキャッシュレス決済サービス(QRコード決済・クレジットカードなど)
- ③<口座登録をされる場合>登録する口座情報がわかるもの(本人名義の通帳など)
注意: キャッシュレス決済サービスによっては、別にサービスIDやパスワードの設定が必要となる場合がありますので、事前に確認をお願いします。

●問い合わせ 『マイナンバーカード』 市民課 ☎22-2210 FAX22-2245
『マイナポイント』 商工観光課 ☎22-2226 FAX22-2237

固定資産税についてのお知らせ

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)といいますが、土地・家屋、償却資産を所有している方が、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。
公平・適正な課税のため、次のような場合には申告や届け出をしてください。

◆事業を行っている方は、償却資産の申告を!

会社や個人で工場・商店などを経営している方、駐車場・アパートなどを賃貸経営している方、太陽光発電などの売電をしている方が、その事業のために用いる構築物・機械器具・備品などの有形資産を償却資産といえます。
償却資産の所有者は、資産の多少や異動の有無にかかわらず、毎年1月1日現在における資産の状況などについて、申告することが地方税法で定められています。
申告期間 令和5年1月4日

◆次のような場合は、納税義務者の方が亡くなった場合

納税義務者の方が亡くなったときは、相続人が納税義務を引き継ぐこととなります。法務局(登記所)で相続登記が済んでいない場合は、相続人の代表者を決めていただき、固定資産税を納める方の届け出をお願いします。
なお、届け出がない場合および相続人不明の場合は、調査によって「現に所有する者」を指定することになります。法人が消滅した場合も、同様の手続きとなります。

●土地の利用状況を変更した場合

宅地課税されている土地は、その土地の利用状況によって税額が異なります。店舗や事務所などから住宅に改築した場合や、住宅用地から住宅用地以外に利用状況を変更した場合は「住宅用地異動申告書」を提出してください。

●家屋を取り壊した場合

令和4年中に家屋を取り壊した場合は、「家屋取壊し申告書」を提出してください。

●未登記家屋の所有者が変更となった場合

法務局で登記していない家屋の所有者が変更となった場合は、「納税義務者変更願」を提出してください。この書類には、新旧所有者の印鑑登録証明書添付し、実印を押印してください。



●口座振替を利用している方が亡くなった場合

登録している口座の名義人が亡くなった場合は、口座閉鎖によって口座振替ができなくなります。金融機関で口座振替変更の手続きをお願いします。
また、共有名義の構成員の方が亡くなった場合に、登録口座が引き継げない場合がありますので、注意してください。

◆償却資産の一例◆

飲食店	厨房施設、カラオケセット、看板など
工場	各種製造設備、受変電設備など
建設業	パワーショベル、ポータブル発電機など
理容業・美容業	理・美容いす、洗面設備、看板など
病院	ベッド、手術台、各種医療装置など
小売店	商品陳列ケース、冷蔵庫、レジなど
農業・漁業	温室管理装置、乾燥機、ビニールハウスなど
アパート経営	アスファルト舗装、エアコン、フェンスなど
太陽光発電	太陽光パネル、架台、変電設備、フェンスなど ※ただし、住宅など太陽光発電設備(低圧かつ10kW未満)を除く

※太陽光発電の申告については21ページをご覧ください。
※課税(申告)対象とならないものもあります。
不明な場合は税務課まで問い合わせください。

